

公私連はあくまで従軍の爲しを要水を支拂し用事することと主張するものであり
ます

三月一月十日

芝芝橋川町一六
園東婦人同選

労務第二八八號

昭和三年二月十日

警視總監宮田光雄

内務大臣鈴木喜三郎殿
社會局長官殿
神奈川縣知事殿

3. 2. 15
28

江東北辰社牛乳店労働争議ニ関スル件 (第二報)

要旨 (争議参加従業員は各自他就職し
何等ノ行動も自然解決ヲ告グ)

標記労働争議参加従業員ハ他ノ煽動ニ依リ徒ニ抗争ヲ續クルヲ
不利ト感シタルニ見テ客月中旬頃ヨリ漸次本部ニ参加者減少
シ任意他ニ就職シ店主保管中ノ荷物ヲ本月五日迄ニ各受取ル
等自然解決ノ状態ニ在リ
右及申(通)報候也